

# 工事請負契約書約款の改正及び 前金払の特例措置に係る取扱いについて

国において平成28年度における前金払に係る特例（時限的な特例措置）の取扱いが示され、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が公布・施行されました。

このことに伴い、長門市が発注する建設工事においても、以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

## 1. 工事請負契約書約款の改正について

### I 改正内容

第36条第1項に次のただし書を追加します。

ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前金払で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。

### II 適用年月日

平成28年8月1日以降契約を締結するものから適用します。

## 2. 平成28年度における建設工事の前金払の特例措置に係る取扱いについて

### I 対象工事

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものが対象となります。

### II 使途範囲及び上限

前払金の使用の制限のうち、「労働者災害補償保険料及び保証料」を「現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に拡大し、前払金額の100分の25を上限としてこれらの支払いに充てることができます。

※契約締結時の前払金の額の割合（請負代金の10分の4以内）は従前どおりです。

※中間前払金は対象外となります。

### III 既に請負契約を締結している工事の取扱いについて

平成28年4月1日以降において、既に請負契約を締結した工事についても、このたびの特例措置を適用することが可能ですが、その場合は、変更契約を締結することが必要となりますので、担当発注部署にお問い合わせください。

※既に前払金の全てを使用している場合等は対象となりません。